令和８年（フ）第３７４号
和歌山市黒田４丁目１番12号　ソルト黒田Ⅱ405、住居表示変更前の住所和歌山市黒田188番地２　ソルト黒田Ⅱ405
債務者　打本　　蘭（旧姓山下）
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第４０１号
和歌山県有田市初島町里1207番地42
債務者　吉ノ薗　未季
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第４０６号
和歌山市三葛379番地　リーゼンラート三葛５Ａ、前住所和歌山市園部1458番地　有功マンション８
債務者　城山　敬次
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第４１０号
和歌山市中之島351番地46
債務者　小畑　公男
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第８６号
島根県出雲市渡橋町243番地１　リバティー久谷403
債務者　高田　晋吾
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第２５１号
徳島県徳島市北田宮二丁目７番７号　宇野ビル３号　302号室
債務者　蘆尾　花楓
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２３号
徳島県名西郡石井町石井字石井140番地１　コーポ関本Ｂ101号室
債務者　大久保澪夏
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２７号
徳島県徳島市佐古二番町11番５号
債務者　樫本美千子　（法定代理人成年後見人　瀧　誠司）
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１１号
愛媛県新居浜市上泉町13番46号
債務者　藤田　綾人
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第１２８号
佐賀県武雄市山内町大字宮野26265番地　市営久保田住宅323号
債務者　諸岡　恵美
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第１２９号
佐賀県武雄市武内町大字真手野27952番地２
債務者　福田　清春
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第４１１号
熊本市東区戸島５丁目３番67号　わらべの里504号
債務者　坂本サヨ子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４９９号
熊本県宇城市松橋町松橋361番地
債務者　秋山　義治
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５５８号
熊本市中央区出水７丁目３番19号
債務者　三井　笑子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１１０号
大分県中津市大字一ツ松75番地２　久保アパート18号
債務者　青木　新介
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第４４３号
宮崎市一の宮町101番地４　グレース一の宮103号、前住所宮崎県児湯郡木城町大字高城4260番地　岸立団地２－５号
債務者　佐田　　喬
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第５６号
宮崎県日南市星倉六丁目11番48号
債務者　宮田恵美理
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所日南支部